

地方公共団体向け発注者別評価点および 総合評価方式マニュアルについて

国土交通省総合政策局建設業課 入札制度企画指導室 いわかわ まさる
岩川 勝

1. 背景

現在、国・地方公共団体を問わず、一般競争入札の導入・拡大等、入札・契約制度改革が急速に進められています。入札・契約制度改革の目的は、建設生産物のエンドユーザーに対して、対価に対して最も価値の高いサービス（バリュー・フォー・マネー（VFM））を提供することにあります。しかしながら、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札等の課題が生じています。このため、一般競争入札の拡大と併せて、総合評価方式の導入・拡充、多様な発注方式の活用を進めるとともに、競争参加資格審査における適切な企業評価の実施や発注標準の適切な設定等の環境整備が求められています。

このような状況下においては、競争参加資格審査の段階において、建設業者の的確な履行能力を見極め、適切に評価することが重要です。しかし、有資格者名簿の作成における発注者別評価点（いわゆる主観点）の利用は、市区町村では4割程度に留まっており、発注者別評価点の早期の導入が求められます。

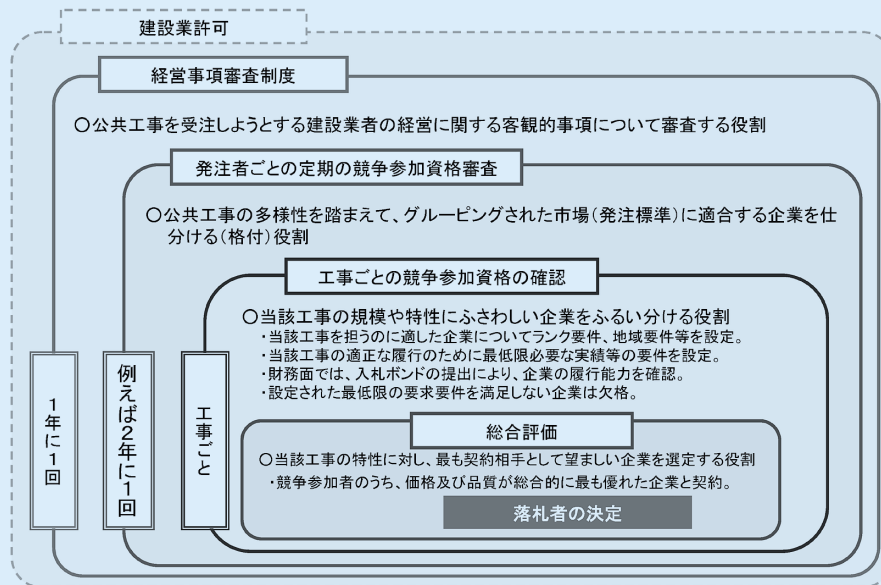
また、入札段階においては、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、総合評価方式の導入・拡充を進めることが重要です。市区町村によっては、技術系職員の不足等により発注体制が不十分なため、総合評価方式の技術提案の審査等の事務負担が重く、より簡易な総合評価方式の導入を促進していく必要があります。しかし、市区町村における総合評価方式の導入は24.3%に留まっています。

このため、国土交通省においては、それぞれの政策課題に対応して、地方公共団体の取り組みを促進するため、資格審査段階における「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」（平成19年3月初版・20年3月改訂版）と入札段階における「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成20年6月）を作成し、その活用を促進しています。

2. 発注者別評価点の活用による 資格審査マニュアルの概要

(1) 競争参加資格審査の目的・必要性

一般競争入札の導入・拡大等、入札・契約制度改革が急速に進められている中で、バリュー・フォー・マネー（VFM）を実現するためには、一般競争入札の拡大と併せて、総合評価方式の導入・拡充、多様な発注方式の活用を進めるとともに、競争参加資格審査における適切な企業評価の



図—1 各段階における審査・評価の役割

実施や発注標準の適切な設定等の環境整備が求められています。

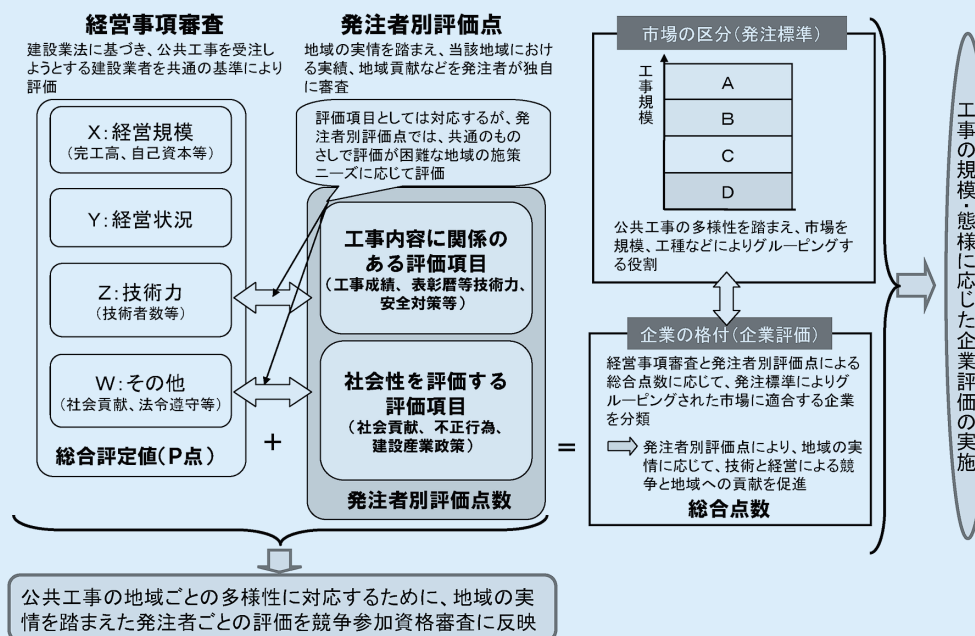
しかし、多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格審査が行われるなど、経営事項審査の結果が独り歩きしている状況も見られます。

このような状況下においては、地方公共団体等の各発注者が競争参加資格審査の段階において、工事の規模、態様等に応じて、建設業者の的確な

履行能力（経営力および技術力）を見極め、適切に評価するため、地域ごとの実情を踏まえて、発注者別評価点を導入することが重要です。

(2) 経営事項審査との関係

経営事項審査は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準（X：経営規模、Y：経営状況、Z：技術力、W：その他（社会性等））により評価する制度です。



図—2 発注標準と企業評価の関係

発注者別評価点（いわゆる主観点）は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事实績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度です。

具体的な評価項目で説明すると次のようになります。

- ① 財務状況については、経営事項審査が主にカバーします。
- ② 工事实績については、経営事項審査が全国における完成工事高等の共通の基準により量的な評価を行っていますが、発注者別評価点は、工事成績のような経営事項審査ではカバーできない質的な評価を行うことが期待されています。
- ③ 社会性については、経営事項審査でも防災活動への貢献等一部について評価を行っていますが、発注者別評価点においては、地域貢献等、発注者の施策ニーズに応じて多様な事項をよりきめ細かく評価することが期待されています。

（3）発注者別評価点の評価項目

発注者別評価点においては、建設業者の履行能力を確保し、技術力と経営力による競争を促進するため、工事实績のみで評価している地方公共団体においては、工事に関する質的な評価を行う項目として、工事成績を盛り込むことが重要です。また、建設業者に対し地域住民が期待する事項、建設業者の技術力・経営力、建設産業政策における課題等公共調達の企業評価において考慮すべき内容は地域によって異なります。このため、発注者別評価点においては、各地域の実情を踏まえ、災害復旧等の地域貢献等の多様な項目を評価することが望まれます。

【工事の内容に関係のある評価項目（導入すべき項目例）】

- ① 工事成績：自ら発注する工事の工事成績評定を活用。工事成績評定未実施の場合は、都道府県等他機関の成績や自ら発注する工事の工事实績の活用も可能。
- ② 技術力：国家資格や民間資格の保有状況や技術者の雇用状況、優良工事表彰歴、VE提案の

採用、CPDSの実施状況等を評価。

- ③ 安全対策：安全対策を実施する団体への加入、COHSMS・OHSASの取得状況等を評価。
- ④ その他：ISO9000シリーズの認証取得状況等を評価。

【社会性を評価する評価項目（建設業に関係する項目）】

（導入が望ましい項目例）

- ⑤ 地域貢献：災害発生時の活動実績、防災協定の締結状況、これらの地域貢献を行う団体への加入、除雪関係作業、建設重機保有、営業所所在地、地元雇用等を評価。

（必要に応じて導入する項目例）

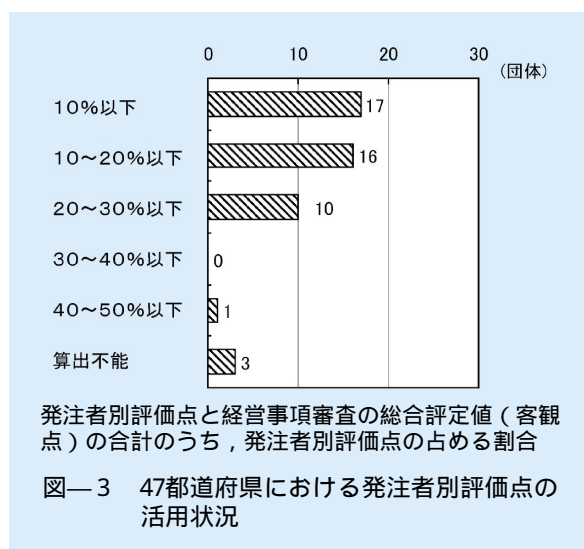
- ⑥ 不正行為：指名停止、監督処分、労働法規違反、租税公課の滞納等をマイナス評価。
- ⑦ コンプライアンス：独禁法遵守体制の整備等を評価。
- ⑧ 建設産業政策：新分野進出、企業連携等を評価。

【社会性を評価する評価項目（一般的な事項）（個別ニーズに応じて導入）】

- ⑨ 例えば、雇用・労働対策、福祉対策、環境対策等を評価。

（4）発注者別評価点と経営事項審査のウエイト
発注者別評価点と経営事項審査の総合評定値（客観点）の割合は、各発注者において設定された発注標準に対して、地域の建設業者が的確なグルーピングが行われるよう、地域の実情に応じて適切に定められることが必要です。すでに発注者別評価点を導入している都道府県の事例を見ると、総合点に占める発注者別評価点の割合については、10%以下のものから50%以下のものまで幅があります。

このため、各発注者においては、発注者別評価点の設定に当たり、設定しようとするウエイトについて有資格者が発注標準に的確にグルーピングされるか可能な限り検証して下さい。例えば、検証結果において、発注者別評価点が良好な工事成績に対するインセンティブとなっていない場合は



発注者別評価点のウエイトを高めることが適当です。一方、経営規模に比較して、過度に大規模な工事を受注できるランクに分類されてしまうような場合は、ウエイトづけを再検討して下さい。また、地域貢献等の社会性も重要な評価項目の一つですが、工事の履行能力の高い業者がより大規模な工事を受注できるインセンティブとなるようなウエイトとすることが必要です。

3. 地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの概要

(1) 総合評価方式の目的・必要性

公共工事については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。これにより、技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されています。

このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現するため、総合評価方式の導入が求められています。総合評価方式には次のようなメリットがあります。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、

不良・不適格業者の排除ができます。

- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

(2) 市区町村で活用が想定される総合評価方式
市区町村が発注することの多い、技術的な工夫の余地が小さい、一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「簡易型」のほか、「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」があります。このほかに、技術提案を求める標準型と高度技術提案型がありますが、市区町村の多くでは以下の2タイプが活用されています。

① 簡易型

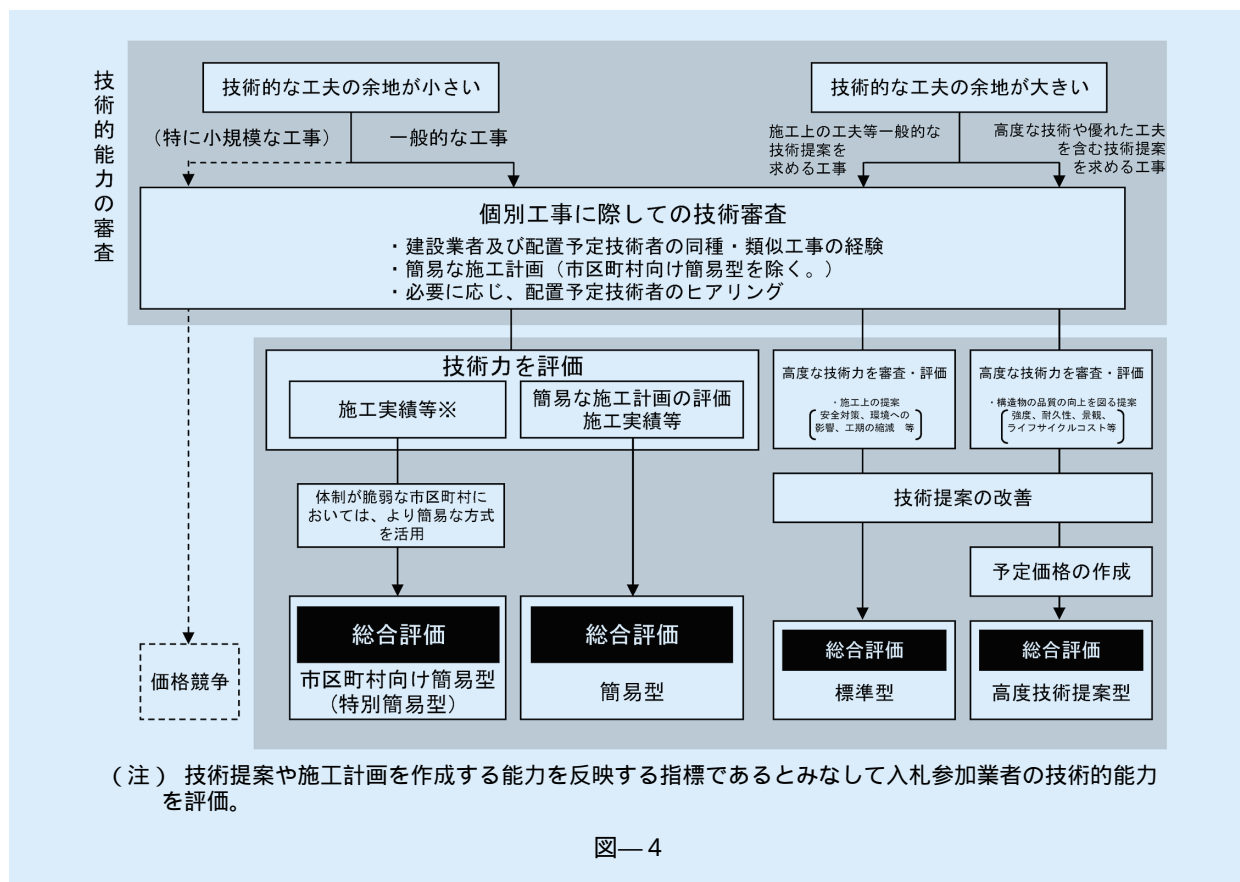
技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

② 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

(3) 評価項目および評価基準の設定

市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目は、次のとおりです。各地方公共団体の実情に応じて評価項目・評価基準を設定することになりますが、企業の同種工事の施工実績は必須となります。



図—4

1) 企業の施工能力

- ① 同種工事の施工実績：同種工事の実績がある業者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。
- ② 工事成績：これまで実施した工事の工事成績がより良い業者は、別工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。

2) 配置予定技術者の能力

- ① 同種工事の施工実績
- ② 保有資格

建設業者の中で工事を担当する予定の技術者の評価項目です。公共工事の品質確保を図るためには、企業のみならず個々の技術者の能力も重要です。

3) 企業の地域貢献

- ① 営業拠点の所在地
- ② 防災協定等に基づく活動

公共工事の品質の確保や工事の円滑な実施のため、地域精通度も必要であり、また、災害時対応

等地域貢献を行っている企業を積極的に評価する項目です。

4) その他の評価項目

地方公共団体によっては、安全、環境、福祉等幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もあります。

(4) 学識経験者に対する単独または共同の意見聴取

地方自治法令に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。学識経験者の範囲は価格と品質で総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指しますが、学識経験者を探すことが困難な場合には、国土交通省地方整備局、多くの都道府県や建設技術センターにおいても、職員を学識経験者として派遣しています。

意見聴取の方法としては、複数の学識経験者から個別に聴く方法、一堂に会して会議形式で行う

市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目および評価基準の設定例				
評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の施工実績	過去 5 年間の同種工事の施工実績	a 県または市町村発注工事で実績あり b .その他の公共発注機関の実績あり c .その他の施工実績	5 2 0
	工事成績	過去 5 年間の工事成績 評定点の平均点	a .75点以上 b .65点以上75点未満 c .65点未満	5 2 0
配置 予定技術者の 能力	同種工事の施工実績	過去 5 年間の主任技術者の施工経験の有無	a 県または市町村発注工事で実績あり b .その他の公共発注機関の実績あり c .その他の施工実績	3 1 0
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a .1 級土木施工管理技士または技術士 b .2 級土木施工管理技士	1 0
地域 貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内における 本店の所在地の有無	a .同一市町村内にあり b .同一市町村内になし	2.5 0
	防災協定等に基づく活動	過去 5 年間の防災協定等に基づく 活動実績の有無	a 活動実績あり b 活動実績なし	2 0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去 3 年間の平均受注額	A < 0.25 0.25 < A < 0.75 0.75 < A < 1.25 1.25 < A	1.5 1 0.5 0
合計				20
○ 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点（加算方式） ・ 価格評価点：100 ×(1 - 入札価格/ 予定価格) ・ 技術評価点：最高20点（上記評価項目・基準より算出）				

方法のいずれによることも可能です。また、学識経験者から個別に聴く場合、あらかじめ定められた様式をEメールでやりとりする等できるだけ簡略化された手法を用いることもできます。

小規模団体においては、体制が不十分であったり、発注件数・金額が少ない等の理由により、単独の意見聴取が困難な場合には、県単位または複数の地方公共団体が共同で共通委員による意見聴取を行うことによって、より簡易に総合評価方式の導入・拡充が可能となります。

(5) 総合評価方式におけるダンピング対策

地方自治法施行令上、総合評価方式の適用対象工事については、低入札価格調査がダンピング対策として認められています。具体的には、落札者

となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときには、総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができます。

一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに総合評価の評価値が次順位の者を落札者としてできる価格による失格基準を低入札価格調査と併用することにより、さらに高いダンピング防止効果を得ることができます。価格による失格基準の設定方法は、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格とするほか、経費項目別の一定割合に相当する価格の合計、過去の類似工事の成績等から経験的に得られる価格等の例があります。